

# バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲 等を定める省令改正及びプラスチックの輸出 に係るバーゼル法該非判断基準策定について

令和2年9月8日

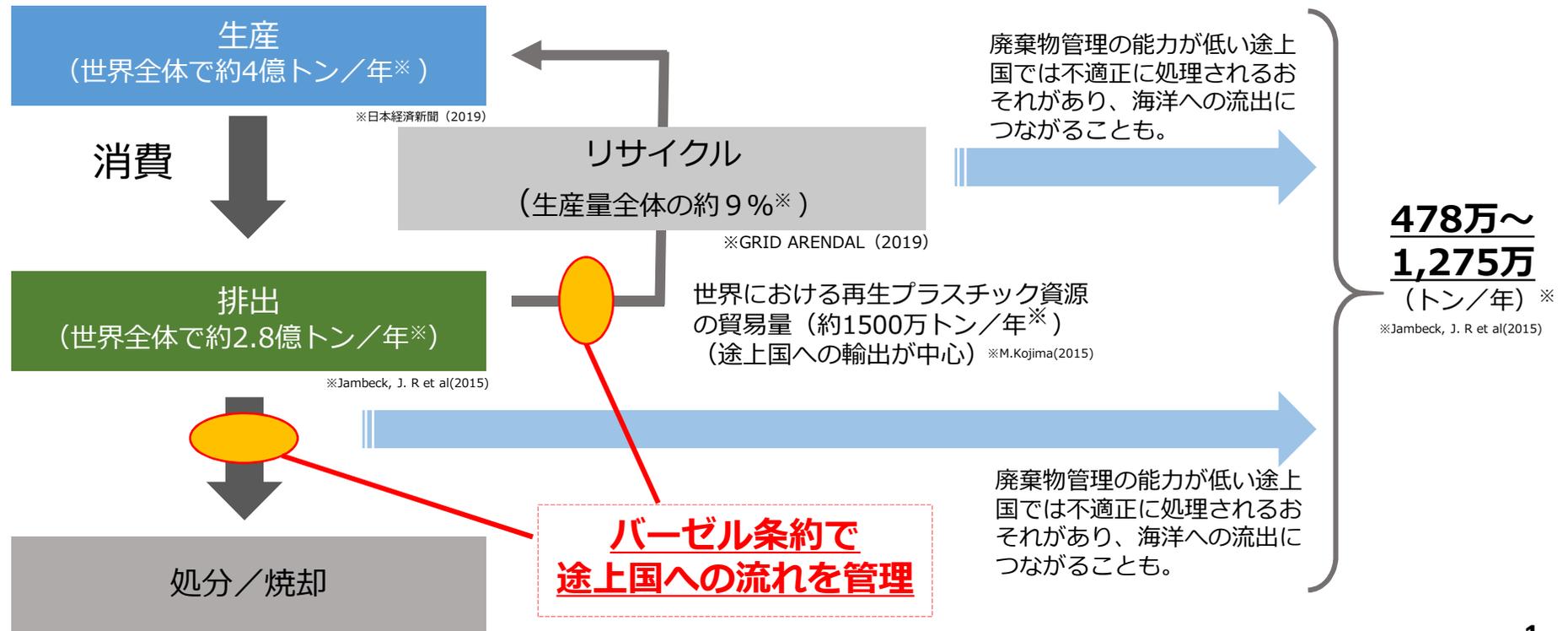
環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課



# バーゼル条約附属書改正とその背景

- 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増えたが、これらのプラスチックが、**輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしている**と指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議された。

## <プラスチックの生産・処分の流れ>





## バーゼル条約附属書改正の概要及びバーゼル法での担保

- バーゼル条約附属書の改正によって、プラスチックの廃棄物に関する規定が、**附属書Ⅱ、Ⅷ、Ⅸに追加**された。
- これにより、バーゼル条約において、**全てのプラスチックの廃棄物（バーゼル条約の規制対象及び規制対象外を含む）が網羅的に規定**されることとなった。
- **改正附属書は2021年（令和3年）1月1日に発効**する予定であり、以降は条約の規制対象となるプラスチックを輸出する際には**事前に相手国の同意が必要**となる。なお、**改正附属書発効後も、相手国の同意があれば輸出は可能であり、「輸出禁止措置」ではないことに留意が必要**。
- 改正内容は**バーゼル法及びバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令にて担保**する。については当該省令の改正が必要。

＜バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係＞

改正された附属書	追加された廃棄物	規制対象
附属書Ⅱ （バーゼル法 第2条で担保）	Y48（特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物）を追加	規制対象
附属書Ⅷ （バーゼル省令 別表第四で担保）	A3210（有害なプラスチックの廃棄物）を追加	規制対象
附属書Ⅸ （バーゼル省令別 表第三で担保）	B3011（非有害なプラスチックの廃棄物）を追加	規制対象外



## バーゼル法該非判断基準策定の目的

- 今回新たに規制対象となるプラスチックとして、有害なプラスチックの廃棄物（附属書ⅧA3210）の他、**特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物**（附属書ⅡY48）が規定されている。
- **具体的にどのようなプラスチックが「特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物」に該当するかは、各国の解釈による。**
- ついては、プラスチックの輸出を行う際に、国内外の関係者が、**当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断するための、国内における判断基準**を策定することが必要。

### <附属書Ⅱ（Y48）の概要>

**Y48 プラスチックの廃棄物**（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（略）（B3011）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）



## バーゼル法省令改正及び該非判断基準策定のスケジュール

- 改正省令案及び該非判断基準案について、7月22日～8月20日にパブリックコメントを実施した。
- 現在、パブリックコメントの結果を踏まえ修正作業中。9月中をめどに決定・公表予定。
- 2021年1月1日にバーゼル条約改正附属書が発効されることを踏まえ、その前に、輸出関係者への周知期間を置く。

